

## さわやか保育園 重要事項説明書

### 1 施設運営主体●

名 称	社会福祉法人 札幌愛裕会
所 在 地	札幌市清田区平岡6条2丁目3番5号
電 話 番 号	011-883-3422
代 表 者 氏 名	理事長 佐藤 美智夫

### 2 利用施設◎

施 設 の 種 類	認可保育所									
施 設 の 名 称	さわやか保育園									
施 設 の 所 在 地	札幌市清田区平岡6条2丁目3番5号									
連 絡 先	電話番号 011-883-3422 ファックス 011-883-3422									
管 理 者	園長（施設長） 河江 信治									
利 用 定 員	(1) 利用定員									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">子 ど も の 区 分</td> <td style="text-align: center;">定 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号 認 定 子 ど も</td> <td style="text-align: center;">36 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3 号 認 定 子 ど も</td> <td style="text-align: center;">満 1 歳 以 上</td> <td style="text-align: center;">19 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満 1 歳 未 満</td> <td style="text-align: center;">5 人</td> </tr> </table>	子 ど も の 区 分	定 員	2 号 認 定 子 ど も	36 人	3 号 認 定 子 ど も	満 1 歳 以 上	19 人	満 1 歳 未 満	5 人
	子 ど も の 区 分	定 員								
	2 号 認 定 子 ど も	36 人								
3 号 認 定 子 ど も	満 1 歳 以 上	19 人								
	満 1 歳 未 満	5 人								
(2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。										
認 可 年 月 日	昭和 59 年 3 月 1 日									

### 3 施設の運営方針◎

子ども像 なかよく元気に遊ぶこども

- 保育目標
- 1 明るく元気なこども
  - 2 思いやりのあるやさしいこども
  - 3 最後までやりぬくこども

保育要点 安全保育 安全な環境作り

健康保育 健康管理

個人的保育 個人の発達に促した保育

また、運営にあたっては、札幌市児童福祉法施行条例、札幌市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

### 4 保育所の職員体制とクラス編成◎

(1) 職務内容と配置数（2021年4月1日現在）

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。	1人	
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連	5人	4人

	絡等の業務を行います。		
栄養士	子どもの栄養の指導等を行います。		
調理員	給食の調理等を行います。	1人	2人
事務職員	建物や備品の保安全管理や経理事務などを行います。		1人
用務員	園舎の内外の清掃その他保育園の運営に必要な雑務を行います。		1人
小児科医	定期的に子どもの内科検診を行います。		嘱託
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行います。		嘱託
備考			
1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

(2) クラス編成と職員の配置状況 (2021年4月1日現在)

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児	ひよこ	4人	2人	0歳児 1歳児同クラス
1歳児	ひよこ	4人	1人	
2歳児	いるか	6人	1人	2歳児 3歳児同クラス
3歳児	いるか	10人	1人	
4歳児	きりん	13人	1人	4歳児 5歳児同クラス
5歳児	きりん	12人	1人	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

## 5 保育を提供する時間及び日◎

当園では、保育を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時から18時までの範囲内
保育短時間	8時から16時までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18時から19時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時までの範囲内
	(2) 16時から18時までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

ただし、保育園の判断により必要に応じて上記の日以外であっても保育をすることがあります。

(4) 家庭における保育のお願い

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

## 6 提供する保育等の内容◎

(1) 保育の内容

【子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。】

(2) 1日の流れ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
7時	登園・健康 視診・持物 整理・検 温・遊び  仮眠	登園・健康 視診・持物 整理・遊び	登園・健康 視診・持物 整理・遊び	登園・健康 視診・持物 整理・遊び	登園・健康 視診・持物 整理・遊び	登園・健康 視診・持物 整理・遊び
9:30	オムツ交換	排泄・手洗い おやつ	排泄・手洗い おやつ	片付け・排 泄・手洗い	片付け・排 泄・手洗い	片付け・排 泄・手洗い
10:00	設定保育	設定保育	設定保育	設定保育	設定保育	設定保育
11:00	離乳食・ミルク・オムツ交換	排泄・手洗い 昼食	排泄・手洗い 昼食			
11:30	睡眠	排泄	排泄	片付け・手洗 い・食事準備 昼食	片付け・手洗 い・食事準備 昼食	片付け・手洗 い・食事準備 昼食
12:30		午睡	午睡	排泄・午睡準備・午睡	排泄・午睡準備・午睡	排泄・午睡準備・午睡
15:00	オムツ交換・ 離乳食・ミルク	起床・排泄・ 手洗い・おやつ	起床・排泄・ 手洗い・おやつ	起床・布団片 付け・排泄・ 手洗いおやつ	起床・布団片 付け・排泄・ 手洗いおやつ	起床・布団片 付け・排泄・ 手洗いおやつ
	遊びながらお 迎えを待つ	遊びながらお 迎えを待つ	遊びながらお 迎えを待つ	遊びながらお 迎えを待つ	遊びながらお 迎えを待つ	遊びながらお 迎えを待つ
18:00	終了	終了	終了	終了	終了	終了

(3) 年間行事

月	行事内容
4月	入園式 こどもの日お祝い会
5月	個人懇談会
6月	春の遠足 春の交通安全教室
7月	手洗い教室
8月	七夕 野菜の日(食育)
9月	運動会 秋の遠足
10月	お月見
11月	生活発表会
12月	クリスマス会 冬の交通安全教室
1月	個人懇談会
2月	節分 雪のお楽しみ会
3月	ひな祭り 卒園お祝い会 卒園式

#### (4) 給食について

ア 昼食（主食+副食給食）と間食（午前・午後各1回）を提供します。

イ 使用する食材の中で、アレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・小麦粉 など

## 7 保育料等について◎

### (1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、教育・保育給付認定を行った市町村へお支払いください。札幌市の場合、保育料額や具体的な支払方法等については、お住まいの区の区役所の健康・子ども課へお問い合わせください。

### (2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

ただし、3歳児クラス以上の子どものうち、副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもを除きます。

また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。

この場合、あらかじめ費用を負担いたいただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

#### ア 便宜に係る費用等

種類	理由	金額	支払時期
副食費	食事の提供に要する費用のうち副食にかかる費用であり、3歳児以上は委託費に含まれないため	4,500円/月	毎月10日に当月分
保険料	保育中におきた事故の保険	315円/年	5月1日

#### イ 時間外保育にかかる保育料

項目	7時から 8時まで	16時から18時まで		18時から 19時まで
		1時間以内	1時間超え	
保育標準時間	—	—	—	200円
保育短時間	100円	100円	200円	

備考

- 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。
- 毎月末日に当月分の料金を徴収します。

## 8 利用の終了に関する事項◎

### (1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ア 小学校に就学したとき。
- イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。
- ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。
- エ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

9 緊急時の対応について◎

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	ながの小児科
医院長名	長野省吾
所在地	札幌市清田区美しが丘3条2丁目3番1号
電話番号	011-881-1505

イ 歯科医

医療機関の名称	もり歯科クリニック
医院長名	森伸一
所在地	札幌市清田区平岡6条2丁目2番10号
電話番号	011-886-4182

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	さわやか保育園 園庭 左横	名称	平岡東公園
園からの距離	約 5 m	園からの距離	約 30 m
所要時間	約 1分	所要時間	約 5分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

10 要望・苦情等に関する相談窓口●

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 河江 信治 園長 ・受付担当者 小薔 明美 主任保育士 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 011-883-3422 ・FAX 011-883-3422 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	野村 信昭	電話番号	011-891-5541
	土岐 政美	電話番号	011-881-0842

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 11 非常災害対策◎

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (食糧(1日分)、飲料水2日分、拡声器、携帯ラジオ等)		
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施します。		

## 12 虐待の防止◎

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

## 13 守秘義務及び個人情報の取扱いについて●

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

### (1) 個人情報の提供

#### ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

#### イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

#### ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

### (2) 個人情報の使用

#### ア 保育料の金額等の情報

時間外保育料の減免などのため、教育・保育給付認定を行った市町村が認定した世帯情報(保育料、住民税の課税状況、生活保護の受給の有無、中国残留邦人等の支援給付の有無、里親の情報など)を必要な範囲に限り使用します。

#### イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

#### 14 当園におけるその他の留意事項●

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前〇時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	【園の方針に併せて記載】
投薬について	【園の方針に併せて記載】
連携施設について	当園は認定こども園にじいろとの連携施設となっており、当該保育園の子どもと合同保育などを行うことがあります。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営 利 活 動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにもかかわらず、教育・保育給付認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により教育・保育給付認定の変更認定が必要であるとき。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：さわやか保育園

説明者職名：園長 氏名 河江 信治

私は、本書面に基づいてさわやか保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 3年 4月 1日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

入所児童との続柄：